

新シリーズ
わたしたち
リサイクル党

大小とりまぜ増加の傾向にある不法ごみ



発見したら市へご連絡を ふとん、家電4品目など増える

通報件数増加の傾向

去年12月末までに市に通報された不法投棄の件数は75件にのぼり、大きな問題となつていす。主に相模川河川敷やごみ集積所、また、人通りが少ない道路に見られます。

不法投棄されるものとしては、ふとんや家電4品目(テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン)、分別されていないごみ、ときには資源物も出されています。また、事業所から排出されるごみも多く見受けられます。

市では不法投棄監視パトロールの実施や看板の設置の他、自治会や郵便局、タクシー業界と不法投棄監視について連携し、不法投棄があった場合には市へ通報してもらうなどの対策を実施しています。通報件数は増加

傾向にあり、その方法も巧妙・悪質なものになりつつあります。不法投棄物の処理は、ごみ集積所への投棄の場合はその集積所の利用者に、それ以外の民有地の場合は、土地の所有者・管理者の責任でお願いしています。

市では不法投棄者を調査して指導したり、不法投棄にお困りの方に不法投棄禁止の看板をお渡しするなど、再発防止にも努めています。市民のみならず、不法投棄者や不法投棄物を発見したら、至急資源対策課へご連絡ください。

また不法投棄の被害に遭つてお困りの方は、海老名警察署または同課にご相談ください。

● 資源対策課(内548)。

「景品が当たった」「あなたが当選した」会ってお話したい」などと販売目的を隠して喫茶店や営業所に呼び出して商品やサービスの契約をさせる(例)パソコン・割引サービス会員権・ビデオ教材など

以上のほかに、高齢者に次々と商品などを契約させる「次々販売」や利用した覚えのない情報料金の請求が突然届いたなどの相談が増えています。

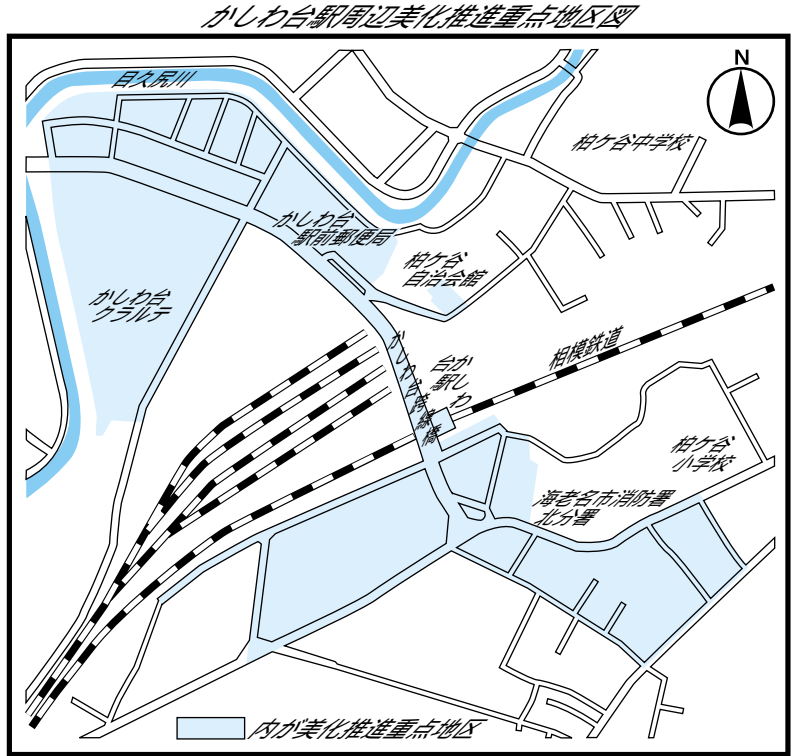
このような手口でお困りの方は、早めにご連絡ください。

● 署名や押印は慎重に
▼連絡先 消費生活相談室 役所2階、☎292・1000(直通)

▼相談日時 月曜～金曜の午前10時～正午、午後1時～4時(閉庁日は除く)。

かしわ台駅周辺を指定

きょう15日から美化推進重点地区に



ポイ捨てなど禁止・罰則の適用も

市では1月15日、かしわ台駅周辺を美化推進重点地区に指定しました。

これは、「海老名市まちの美化に関する条例(平成11年10月1日施行)に基づくものです。同条例は、市民や事業者、行政などがそれぞれの役割を果たすことで、ごみの散乱を防止し、美

しいまちづくりと美化意識の高揚を図り、資源の有効活用を進めることを目的としています。

主な内容は、空き缶・たばこの吸い殻・チューインガム・紙くずなどのポイ捨てや、ペットのふんの放置などを禁止するもので、再三の注意でも改まらない場合は、罰則が適用されることがあります。

また、まちの美化を進めることが特に必要と認められる地区

「美化推進重点地区」に指定できることも規定しています。これまで海老名駅とさきみ野駅周辺を指定していますが、一層の啓発のため、同地区の指定となったものです。

同地区は、相鉄線かしわ台駅(西口)の乗降客も多く、周辺には商店や大規模な住宅地があり、今回の指定により、まちの美化の推進が期待できます。

● 資源対策課(内548)。

不法投棄をされた時は!

お困りの方は消費生活相談室へ

悪徳商法にご用心

まちづくりにご意見反映 都市計画審議会市民委員を募集

市では、市民の意見を反映し、まちづくりに取り組むため、都市計画審議会の市民委員を募集します。

都市計画審議会とは、市長からの諮問を受け、都市計画に関する事項を調査・審議し、答申する機関です。

海老名のまちづくりについて、一緒に考えてくださる方のご応募をお待ちしています。

▽資格 ①市内在住で、今年4月1日現在満20歳以上の方(ただし、公職にある方を除く) ②年数回(不定期)平日に開催される審議会に出席できる方

▽募集人数 2人以下 ▽任期 4月1日から2年間 ▽応募方法 所定の応募用紙(都市計画課とホームページ上で配布)

市消費生活相談室では、市民の方の消費生活に関するさまざまな相談を受け付けています。最近多く寄せられる相談内容を紹介します。

必要事項を記入の上、応募理由、将来のまちづくりのあり方などを400～800字程度にまとめ、同課まで郵送または持参してください。▽受付期間 1月15日(水)～2月14日(金) ▽選考結果の通知 結果は応募者全員にご連絡します。なお、応募書類は返却しません。

● 都市計画課(内612)。

● 軽自動車税変更の届け出はお早めに

● 廃車の手続き先

①原動機付自転車および小型特殊自動車 … 市民税課へ

廃棄・処分するとき	届け出名	持参するもの
市外へ住所を変えるとき 市外の人に車両を譲るとき	廃車届	○印鑑 ○標識交付証明書 ○ナンバープレート
盗難に遭ったとき	廃車届	○印鑑 ○盗難届の届出日と受理番号 ○標識交付証明書
市内の人に車両を譲るとき	名義変更届	○新・旧所有者の印鑑(または旧所有者からの譲渡証明書と新所有者の印鑑) ○標識交付証明書

②軽自動車および二輪の小型自動車など … 問い合わせ先は下表のとおり

車種	問い合わせ先
三輪・四輪の軽自動車 (貨物・常用660cc以下のもの)	軽自動車検査協会 (綾瀬市小園847-3、☎0467-78-8840)
軽二輪車(125cc超～250cc以下のもの) 二輪の小型自動車(250cc超)	相模自動車検査登録事務所 (愛川町中津字桜台7181、☎285-0085)

(上表参照) ①他人に譲ったり、盗難や紛失で手元がない。 ②警察には盗難届を出したが、市役所には届け出していない。 ③故障などでもう乗れそうにない。

また、他の市町村のナンバーをつけたまま転入した方も早めに変更手続きをしてください。

● 市民税課(内341)。

⑤アポイントメントセールス

あなたの軽自動車・オートバイが届け出をしないで、次のような状態のままでしたら、すぐに廃車の手続きをしてください

「景品が当たった」「あなたが当選した」会ってお話したい」などと販売目的を隠して喫茶店や営業所に呼び出して商品やサービスの契約をさせる(例)パソコン・割引サービス会員権・ビデオ教材など



知らない時は、断る勇氣

●被害に遭わないための5カ条

- ①知らないときはきっぱり断りましょう
- ②うまい話に気をつけて
- ③買う前に家族や友人と相談を
- ④契約書は内容をよく確かめて

●署名や押印は慎重に
▼連絡先 消費生活相談室 役所2階、☎292・1000(直通)

▼相談日時 月曜～金曜の午前10時～正午、午後1時～4時(閉庁日は除く)。

②点検商法

点検に来たと訪問し、「工事を

④催眠商法

「新商品を紹介する」と言っ



エステ・絵画・アクセサリーなど

①マルチ商法

商品を購入し、自分もまた商品の買い手を探し、その買い手を増やすと収入が得られるというもの。結局、買い手を増やすことができずに商品と借金が残つただけ(例)健康食品・化粧品・婦人下着など

③キャッチセールス

繁華街や駅などの路上でアンケート調査などと言って呼び止め、営業所や喫茶店に連れて行き、商品やサービスの契約をさせる(例)エステ・絵画・アクセサリーなど